

指定認知症対応型共同生活介護事業所兼  
指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

# 運営規程

千代田区立  
グループホームいわもと

社会福祉法人多摩同胞会

## 千代田区立グループホームいわもと運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人多摩同胞会が指定管理する千代田区立グループホームいわもと（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護（以下「事業」という。）及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「予防事業」という。）の運営について必要な事項を定め、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の生活を維持、継続できるよう支援することすることを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 職員は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、個別の認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成し、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

- 2 事業所は事業又は予防事業の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、事業所の所在する地域住民の代表等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、おおむね2か月に1回程度運営推進会議からの必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとする。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 前3項のほか、老人福祉法と介護保険法に基づく「千代田区指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例及び千代田区指定地域密着型サービスの基準に関する規則」（以下「基準」という。）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 千代田区立グループホームいわもと
- (2) 所在地 東京都千代田区岩本町2-15-3

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所は、基準に示された所定の職員を満たした上で、次のように配置するものとする。ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。

- (1) 管理者 1名（常勤、兼務）  
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
  - (2) 計画作成担当者 1名以上（介護支援専門員兼相談員、兼務）  
計画作成担当者は、それぞれの利用者の心身の状況に応じた介護計画を作成する。
  - (3) 介護職員 3名以上  
介護職員は、介護及び支援業務のほか、夜間の管理を行う。
- 2 前項に定めるもののほかに、必要に応じてその他の職員を置くことができる。
  - 3 職員配置は、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護職員配置（年度版）【別紙1】に定め、重要事項説明書により説明する。
  - 4 介護保険法改正に伴う職員体制及び担当者の変更の場合は、別紙のみ変更することができ

るものとする。

(利用定員)

第5条 利用定員は、9名とする。

(事業の提供内容)

第6条 事業及び予防事業が提供する介護支援の内容は次のとおりとする。

(1) 介護

事業所は、認知症状に伴う、心身の変化及びその利用者の日常生活活動動作の世話をを行うものとする。日常生活動作が常に必要とされる離床、洗面、移乗、移動、外出、更衣、就寝等の介護は、個々の状態に合わせ、日常生活機能が低下しないように取り組むこととする。

(2) 相談

利用者の生活上での相談及び家族からの相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(3) 日常生活の支援

利用者が自らの趣味や嗜好に応じた活動により充実した生活が送れるよう支援し、本人のリズムで在宅での生活が継続できるよう支援するものとする。利用者が金銭管理できず、家族の依頼があった場合は、個別に支払う費用については、事業所は必要な手続きの下、一時的に事業所で立て替え、利用料金と同時に支払いを受けるものとする。

(サービスの提供等)

第7条 事業及び予防事業の開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に介護計画等を作成する。

2 介護計画等の作成及び変更に際しては、利用者及び家族に対し当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 介護計画に基づき各種サービスを提供し、利用者の認知症の症状を緩和し、安心して日常生活が送ることができるよう、また利用者がそれぞれの役割を持って、家庭的環境の中で生活が送れることによる達成感や満足感を得て、自信を回復するよう支援する。

(短期入所生活介護)

第8条 事業所は、各共同生活の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供する。

2 短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。

3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。

4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、事業所の計画作成担当者が認知症共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。

5 利用者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、利用者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することができるものとする。なお、この期間の家賃等

の経費については当該利用者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(利用料等)

第9条 事業所の利用料は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、事業及び予防事業にかかる費用は、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護利用料金表【別紙2】に基づく利用者負担分並びに食事の提供にかかる費用、家賃、共益費、光熱水費及びその他利用者の負担が適当と認められた費用の合計額とする。

2 月の中途における入居又は退居については日割り計算とする。

3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、納付書によって指定期日までに受けるものとする。

4 介護保険法改正による料金変更の場合は、別紙のみ変更できるものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 事業及び予防事業の利用者は、次の各号を留意することとする。

(1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。

(2) 自傷他害のおそれがないこと。

(3) 健康管理は、事業所の嘱託医が関わる対応ですむ範囲であること。

(4) 職員に対するハラスメント等により施設運営に支障をきたす行為はしないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(協力医療機関との連携体制)

第11条 事業所内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する次に掲げる医療機関等を協力医療機関とし、実効性のある連携体制を構築する。

(1) 協力医療機関名 杏雲堂病院 坪井医院

2 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認する。

3 事業所の利用者が協力医療機関に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに事業所に再入居させることができるように努める。

(緊急時における対応策)

第12条 職員は、利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた時は、主治医又は協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずるとともに、管理者及び家族等に報告しなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第13条 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに、区市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

- 2 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。
- 3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時は、その改善策を講じるとともに、職員に周知徹底するものとする。
- 5 事故発生の防止のための委員会を整備し、事故対応マニュアルを策定するとともに定期的な研修を行うものとする。

(衛生管理及び職員等の健康管理等)

第14条 事業所は、事業及び予防事業の提供に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(感染症及び食中毒対策)

第15条 事業所は、感染症及び食中毒の発生を予防し、まん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討するために、感染症対策委員会を設置し、概ね6か月に1回開催する。
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、感染症対策委員会において随時見直す。
- (3) 事業所の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- (4) その他関係通知を遵守、徹底する。

(災害、非常時への対応)

第16条 事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

- 2 事業所は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練等を原則として月1回は実施する。そのうち年1回以上は自然災害訓練、夜間訓練又は夜間を想定した訓練とする。なお、自然災害訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。
- 3 事業所の火災通報装置は、自動的に消防署に通報される装置となっていることを徹底する。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう業務継続計画を策定し、職員に対して必要な研修を定期的実施するとともに、必要な訓練を年2回以上定期的実施する。

- 2 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(人権擁護・虐待防止)

第18条 事業所は、利用者の権利擁護及び虐待防止のため、次に掲げる措置を講じるものと

する。

- (1) 虐待防止のために指針を策定したうえで、権利擁護虐待防止検討会議を概ね月 1 回開催し、協議された結果をもって会議委員が全体へ周知する。
- (2) 人権の擁護、虐待防止のための研修を新規採用時及び年 2 回以上計画し、計画に沿って実施する。

- 2 事業所は、サービス提供中に、職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。  
（身体的拘束等）

第 19 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体的拘束等の内容、理由、期間等について説明し同意を得たうえで、その容態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 か月に 1 回以上開催し、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を新規採用時及び年 2 回以上計画し、計画に沿って実施する。

（ハラスメント対策）

第 20 条 事業所は適切な事業又は予防事業の提供を確保するために職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員等の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化し、必要な措置を講じる。

（秘密の保持）

第 21 条 事業所及び職員は、業務上知り得た契約者、利用者及びその家族に関する個人情報及び秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する機関の命令による場合及び別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿する。

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持しなければならない。

（苦情対応）

第 22 条 事業所は、利用者及びその家族等からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置、苦情受付担当者の配置、事業関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族等に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じる。

2 苦情受付窓口は、事業所の意見・要望・苦情解決システム【別紙3】に定める。

(生産性の向上)

第23条 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するため生産性向上委員会を設置する。

(介護サービス情報の公表)

第24条 事業所は、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を施設の入口付近に掲示又はファイル等で閲覧できるようにするとともに、法人、事業所等のホームページに掲載する。

(委任)

第25条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人多摩同胞会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

(改正)

第26条 この規程を改正又は廃止するときは、社会福祉法人多摩同胞会理事会の議決を経るものとする。

附 則

この規程は、2025（令和7）年4月1日から施行する。

指定認知症対応型共同生活介護事業所兼指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所  
運営規程【別紙1】

認知症対応型共同生活介護および介護予防認知症対応型共同生活介護当年度職員配置及び担当職員

令和7年度版

令和7年4月1日現在

1. 令和7年度認知症対応型共同生活介護（介護予防）職員配置

| 職 種          | 常 勤    | 非常勤 | 合 計 |
|--------------|--------|-----|-----|
| 管理者（介護支援専門員） | 1名（1名） |     | 1名  |
| 介護従事者        | 4名     | 5名  | 9名  |

※指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定申請（平成27年4月1日提出）【付表4】認知症対応型共同生活介護事業所・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の指定に係る記載事項転記

※職種の名称においては、事業所届出上の表現に相違がある。

※【重要事項説明書】別紙として適用する際に、該当担当者の氏名を加え、年度体制が分かるものとする。

※介護保険制度改正により【重要事項説明書】別紙の変更が職員配置まで及んだ場合は、同時に変更を行う。

運営規程【別紙2】

2024年(令和6年)6月1日

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護利用料金表

1. 認知症対応型共同生活介護提供基本サービスおよび加算サービス ※地区別単価:1級地(1単位=10.90)
- (1)基本サービス  
認知症対応型共同生活介護費(1)

(2)加算サービス  
認知症対応型初期加算(入居日または退院日から30日以内の期間)  
認知症対応型処遇改善加算(1)  
介護職員等特定処遇改善加算(1)  
認知症対応型サービス提供体制強化加算(1)  
介護職員等ベースアップ等支援加算  
認知症専門ケア加算(1)  
認知症対応型口腔・栄養スクリーニング加算(1)(6か月に1回)  
入院中体制加算  
認知症対応型科学的介護推進体制加算  
認知症対応型退居時相談援助加算
2. 介護予防認知症対応型共同生活介護提供基本サービスおよび加算サービス ※地区別単価:1級地(1単位=10.90)
- (1)基本サービス  
介護予防認知症対応型共同生活介護費(1)

(2)加算サービス  
予防認知症対応型初期加算(入居日または退院日から30日以内の期間)  
予防認知症対応型処遇改善加算(1)  
介護職員等特定処遇改善加算(1)  
予防認知症対応型サービス提供体制強化加算(1)  
介護職員等ベースアップ等支援加算  
予防認知症専門ケア加算(1)  
予防認知症対応型口腔・栄養スクリーニング加算(1)(6か月に1回)  
予防認知症対応型科学的介護推進体制加算  
予防認知症対応型退居時相談援助加算
3. 利用料
- (1)介護保険利用者負担金額

(2)食事の提供にかかる費用

(3)家賃

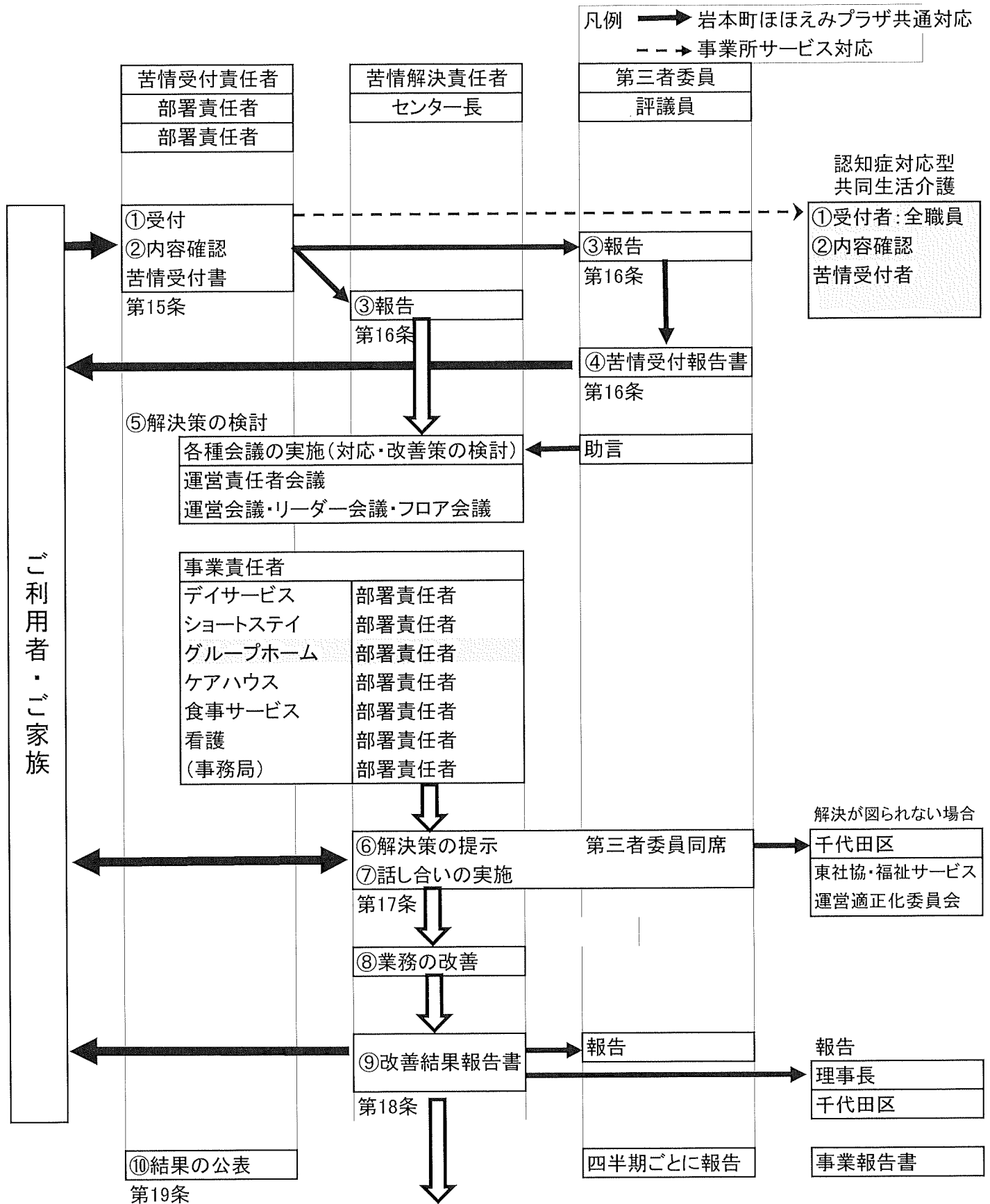
(4)共益費

(5)光熱水費

【表】認知症対応型(介護予防認知症対応型)共同生活介護サービスおよび利用料一覧

| 項目            |                                   | 認知症対応型共同生活介護基本サービス                            |       |                |                   |                |                   |                |                   |
|---------------|-----------------------------------|-----------------------------------------------|-------|----------------|-------------------|----------------|-------------------|----------------|-------------------|
|               |                                   | 単位                                            | 金額(円) | 9割(保険分)<br>(円) | 1割(利用者<br>負担分)(円) | 8割(保険分)<br>(円) | 2割(利用者<br>負担分)(円) | 7割(保険分)<br>(円) | 3割(利用者<br>負担分)(円) |
| 利用者負担分        | 要介護1(1日につき)                       | 765                                           | 8,338 | 7,504          | 834               | 6,670          | 1,668             | 5,836          | 2,502             |
|               | 要介護2(1日につき)                       | 801                                           | 8,730 | 7,857          | 873               | 6,984          | 1,746             | 6,111          | 2,619             |
|               | 要介護3(1日につき)                       | 824                                           | 8,981 | 8,082          | 899               | 7,184          | 1,797             | 6,286          | 2,695             |
|               | 要介護4(1日につき)                       | 841                                           | 9,166 | 8,249          | 917               | 7,332          | 1,834             | 6,416          | 2,750             |
|               | 要介護5(1日につき)                       | 859                                           | 9,363 | 8,426          | 937               | 7,490          | 1,873             | 6,554          | 2,809             |
| 加算該当者のみ負担分    | 初期加算(1日につき)<br>(入居日または退院日から30日以内) | 30                                            | 327   | 294            | 33                | 261            | 66                | 228            | 99                |
|               | 入院中体制<br>(1月につき6日を限度)             | 246                                           | 2,681 | 2,412          | 269               | 2,144          | 537               | 1,876          | 805               |
| 体制加算          | サービス提供体制強化加算(1)                   | 22                                            | 239   | 215            | 24                | 191            | 48                | 167            | 72                |
|               | 認知症専門ケア加算(1)                      | 3                                             | 32    | 28             | 4                 | 25             | 7                 | 22             | 10                |
|               | 口腔・栄養スクリーニング加算<br>(6月に1回)         | 20                                            | 218   | 196            | 22                | 174            | 44                | 152            | 66                |
|               | 科学的介護推進体制加算                       | 40                                            | 436   | 392            | 44                | 348            | 66                | 305            | 131               |
|               | 退居時相談援助加算                         | 400                                           | 4,360 | 3,924          | 436               | 3,488          | 872               | 3,052          | 1,308             |
| 介護職員処遇改善加算(1) |                                   | 上記の算定した単位数合計の18.6%に相当する単位数に地区別単価(10.90)を掛けた単価 |       |                |                   |                |                   |                |                   |
| 項目            |                                   | 介護予防認知症対応型共同生活介護基本サービス                        |       |                |                   |                |                   |                |                   |
|               |                                   | 単位                                            | 金額(円) | 9割(保険分)<br>(円) | 1割(利用者<br>負担分)(円) | 8割(保険分)<br>(円) | 2割(利用者<br>負担分)(円) | 7割(保険分)<br>(円) | 3割(利用者<br>負担分)(円) |
| 利用者負担分        | 要支援2(1日につき)                       | 761                                           | 8,294 | 7,464          | 830               | 6,635          | 1,659             | 5,805          | 2,489             |
| 加算該当者のみ負担分    | 初期加算(1日につき)<br>(入居日から30日以内)       | 30                                            | 327   | 294            | 33                | 261            | 66                | 228            | 99                |
|               | サービス提供体制強化加算(1)                   | 22                                            | 239   | 215            | 24                | 191            | 48                | 167            | 72                |
| 体制加算          | 認知症専門ケア加算(1)                      | 3                                             | 32    | 28             | 4                 | 25             | 7                 | 22             | 10                |
|               | 口腔・栄養スクリーニング加算<br>(6月に1回)         | 20                                            | 218   | 196            | 22                | 174            | 44                | 152            | 66                |
|               | 科学的介護推進体制加算                       | 40                                            | 436   | 392            | 44                | 348            | 66                | 305            | 131               |
|               | 退居時相談援助加算                         | 400                                           | 4,360 | 3,924          | 436               | 3,488          | 872               | 3,052          | 1,308             |
| 介護職員処遇改善加算(1) |                                   | 上記の算定した単位数合計の18.6%に相当する単位数に地区別単価(10.90)を掛けた単価 |       |                |                   |                |                   |                |                   |
| 項目            |                                   | 利用料(単位:円)                                     |       |                |                   |                |                   |                |                   |
| 食費            |                                   | 40,000                                        |       |                |                   |                |                   |                |                   |
| 家賃            |                                   | 104,000                                       |       |                |                   |                |                   |                |                   |
| 共益費           |                                   | 13,200                                        |       |                |                   |                |                   |                |                   |
| 光熱水費          |                                   | 22,000                                        |       |                |                   |                |                   |                |                   |

食費:入院・外泊等により、朝・昼・夜の3食全部を食べなかった場合のみ減額します。減額の日割り分は当該月日数で割った額とします。  
家賃:途中入退居の日割り分は、当該月日数で割った額とします。また在籍中の外泊や不在になる場合には減額しません。  
共益費:食器・トイレトイペーパー・洗剤類、衛生用品、タオルなど日常生活に必要なもので、共同の益に関する日常生活品  
新聞雑誌購読料(個人の希望によるものを除く)教養娯楽費(全体で取り組み行事などにかかる経費)園芸用品常備薬など  
途中入退居の日割り分は、当該月日数で割った額とします。また在籍中の外泊や不在になる場合には減額しません。  
光熱水費:途中入退居の日割り分は、当該月日数で割った額とします。また在籍中の外泊や不在になる場合には減額しません。



運営規程【別紙 4】虐待の防止に係る、組織内の体制等について

- 当事業所では、虐待発生防止に努める観点から、施設管理者を含む幅広い職種で構成される「権利擁護虐待防止検討会議」を設置します。
- 本会議は、責任者及び議長が招集し、隔月の開催とします。
- 本会議の議題は、責任者及び議長等が定めます。

【構成員ごとの役割】

| 構成員                         | 役割                                                  |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------|
| 館長                          | 虐待防止に関する措置を適切に実施する                                  |
| 係長                          | 責任者、副責任者<br>虐待防止に関する措置を適切に実施する<br>ご利用者、ご家族への説明、相談対応 |
| 各部署からの担当者                   | 虐待防止措置の周知、進捗管理                                      |
| 看護職員                        | 医療的ケアに関する検討、医師招集の要否<br>検討                           |
| 外部専門職（医師・社会福祉士・関係者）<br>※必要時 | 第三者かつ専門職の視点からの助言                                    |

虐待の防止のための職員研修について

- 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、岩本町ほほえみプラザにおける指針に基づき、虐待の防止を徹底します。
- 具体的な内容については、以下のプログラムを実施します。
  - ・高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
  - ・高齢者権利擁護事業/成年後見制度の理解
  - ・虐待の種類と発生リスクの事前理解
  - ・早期発見・事実確認と報告等の手順
  - ・発生した場合の改善策
- 実施は、年2回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。
- 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

運営規程【別紙5】虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法

## 虐待を発見・発生した場合の対応（フローチャート）

### 虐待を発見・発生した場合の対応

